
10 行政不服審査会の設置及び運営に関すること

【経 緯】

改正行政不服審査法が平成28年4月から施行され、新たに審理員による審理手続や第三者機関への諮問手続が導入されました。市町村では、法の規定に従い第三者機関である行政不服審査会を設置し、審査庁の裁決の妥当性を諮問することとなりました。

諏訪圏域では、公正性や透明性をより確保するため、また効率的な審査会の運営などを理由に、諏訪広域連合に行政不服審査会を共同設置しました。

また、あわせて関係市町村がそれぞれ構成団体となっている7つの一部事務組合についても、事務委託により共同設置する行政不服審査会で審査することになり、諏訪広域連合を含め、合計14団体を対象とし、その諮問手続を担うこととなりました。

○行政不服審査会で対応する地方公共団体（14団体）

- ・ 諏訪広域連合
- ・ 6市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）
- ・ 一部事務組合（湖周行政事務組合、湖北行政事務組合、諏訪市茅野市衛生施設組合
諏訪中央病院組合、南諏衛生施設組合、諏訪南行政事務組合、
白樺湖下水道組合）

【現状と課題】

審理の公正性や透明性を高めるため、新たに導入された行政不服審査会への諮問手続等の制度が、スムーズに運営できるよう努めています。

【今後の方針と施策】

審査庁の裁決の妥当性を、第三者の公正・公平な視点でチェックできるよう、適正な行政不服審査会の運営を目指します。